

評価における国際通用性の課題と方向性

平成 29 年 5 月 23 日

評価における国際通用性に関する

検討ワーキング・グループ

1. 本ワーキング・グループにおける議論の背景と対象

- ・ グローバル化の進展に伴い、国際通用性のある高等教育の展開が期待されており、高等教育の質保証においてもますます国際通用性が求められてきている。
- ・ 本報告書は、大学教育を対象とした機関別評価と専門分野別評価の現状、課題を整理し、わが国における評価の今後のあり方と大学基準協会が目指すべき方向性を検討したものである。

欧州におけるボローニャ・プロセスの進展に象徴されるように、世界的に高等教育のグローバル化の動きが加速している。わが国においても、グローバル化への対応が大学に強く求められるなど、国際通用性のある教育の展開が期待されている。そして、こうした状況において、高等教育の質保証についても国際通用性がますます求められるようになっていく。

大学基準協会は、昭和26年の適格判定制度導入以来、長年に亘って高等教育の質保証活動を展開してきた。認証評価機関としても、現在、大学及び短期大学の各機関別認証評価、7つの専門職大学院認証評価システムを有している。そして平成29年度から、専門分野別評価として獣医学教育評価を実施している。その中において、評価について改めて考え、とりわけ、評価における国際通用性を一層高める方策の検討が必要となっている。本報告書は、こうした背景のもと、高等教育のうち大学教育を対象とした機関別評価と専門分野別評価を取り上げ、それぞれの現状、課題を整理し、わが国における評価の今後のあり方と大学基準協会が目指すべき方向性を検討したものである。

本報告書にいう大学教育における国際通用性とは、すなわち学位の国際通用性であり、学位が専門職業資格と関連する場合には、専門職業資格の国際通用性にも関係する。学位又は専門職業資格が国際通用性を持つためには、そのためになされる教育の内容と水準が一定以上であるという保証がなければならない。同時に、教育の実施機関である大学が制度的に正当な位置づけにあり、必要な資源やシステムを備えていることは必須である。教育活動に関わるシステムに評価の焦点を置き、大学を全体として評価する機関別評価と、教育プログラムに評価の焦点を置き、各分野について評価する専門分野別評価が、それぞれ目的や視点を異にしながらもともに重要である理由はこの点にある。このことを議論の基礎に置き、以下で現状や課題、今後の方向性を整理していく。

なお、本報告書で「大学」という場合は、短期大学士、学士から修士、博士に至る全ての学位課程を念頭に置いている。ただし、専門職学位を対象とした専門分野別評価である専門職大学院認証評価については、大学基準協会において別に議論し報告書を取りまとめているため、今回は対象としない。

2. 機関別評価と専門分野別評価のわが国における現状と国際的な動向

《機関別評価》

- ・ 大学機関別認証評価には、設置後の「事後チェック」としての公的質保証機能が期待されている。
- ・ 機関別評価は各国ごとに行われているのが一般的である。しかし、内部質保証の重視や学習成果への着目など、評価において国際的に共通して重要視される事項もある。

《分野別評価》

- ・ わが国においては専門職大学院評価のみ法律により義務付けられているが、中央教育審議会は国際動向などを踏まえながら専門分野別評価の重要性を数次にわたり提言してきた。
- ・ わが国では、様々な背景を有する認証評価以外の専門分野別評価が行われているが、その一部では国際通用性の確保が重要になっている。

機関別評価と専門分野別評価について、国際通用性を確保するための課題と方向性を検討するのに先立ち、わが国における現状と国際的な動向をそれぞれ整理しておく。

○ 機関別評価のわが国における現状と国際的な動向

わが国において、大学を機関として評価する仕組みとしては、大学機関別認証評価がある^{※1}。認証評価については、規制緩和政策に伴う「事前規制から事後チェックへ」という考え方のもとに導入されたため、とりわけ大学設置後の公的質保証としての機能が期待されている。この認証評価制度において、大学は評価を受けることが法的な義務となっているが、諸外国における場合のように、制度上、適格認定することまでは求められておらず、わが国では認証評価機関の任意の判断として「適合」又は「不適合」といった判定^{※2}が示されている。

機関別評価の国際的動向に目を向ければ、「事後チェック」として大学の質保証を行うという考え方は、多くの国で認められる。その際、当該国の法制度や高等教育制度に影響される面が強いため、機関別評価は国ごとに行われているのが一般的である^{※3}。ただし、

※1 この他、大学を設置する法人に対する評価として、国立大学法人及び公立大学法人に対する法人評価がある。

※2 短期大学基準協会の場合は、「適格」と判定するなど、評価機関によって用いる語は異なる。

※3 国際性が追求される場合でも、例えば、地域内で合意した大卒の考え方のもとに各国でそれに準拠した評価基準を設定し評価する取り組み（欧州高等教育圏）や、学生移動が多い近隣国から評価者を招聘する取り組み（ASEAN諸国や欧州高等教育圏等）などによって取り組まれている。

内部質保証の重視や学習成果への着目など、評価において国際的に重要視される事項も少なくない^{※4}。

○ 専門分野別評価のわが国における現状と国際的な動向

・ 専門分野別評価の国際動向とわが国における議論の推移

機関別評価と分野別評価がともに発展してきた米国のほか、公的な質保証制度として機関別評価とともに分野別評価を導入している国は多くみられる^{※5}。あるいは、現在は機関別評価が主となっている国であっても、分野別評価を行ってきた前提の上に機関別評価が行われている例もある^{※6}。また、医学分野のように、専門職業資格との関係で教育の国際化が進み、国際的視野から評価が行われている事例もある。

わが国における議論の推移としては、認証評価を法令上義務づけるにあたり、専門分野別評価についてもその必要性が審議された。ただし、「将来的には多様な分野で行われることが必要」としながら「現在直ちに多くの分野で専門分野別第三者評価が実施できる状況にはない」として、専門職大学院認証評価のみ法令上義務化された^{※7}。その後、中央教育審議会は、専門分野別評価の重要性をたびたび提言しているが、その際には国際動向なども踏まえられている^{※8}。

・ 医療・保健学、獣医学、工学分野におけるわが国の分野別評価の現状と国際的な動向

わが国では現在、医学、歯学、薬学、看護学、獣医学及び工学の各分野では、認証評価の制度によらない専門分野別の第三者評価が行われている又は行われようとしている。

上記のうち、医学分野については、世界医学教育連盟（WFME）が定めた国際基準に準拠する評価が開始されている。これは、医師の医療従事者としての質保証が国際的に求められるようになり、その一環として医学教育の質保証が必要になったことを背景としている。また、工学分野については、平成13年度より日本技術者教育認定機構（JABEE）による評価が行われている。JABEEはワシントン協定に加盟しており、同機構の評価を経て認定されればワシントン協定加盟国と同等の教育を行っていることが認められる。

※4 大学基準協会が平成25年に実施した国際的なアンケート調査（*global survey on the external quality assurance -its current issues and future challenges-*）結果等による。

※5 例えば、ASEAN諸国の多くで、資格枠組（Qualification Framework）と関係して機関別評価とともに専門分野別評価が行われている（SEAMEO RIHED, *A Study on Quality Assurance Models in Southeast Asian Countries*, 2012）。

※6 例えば、欧州諸国において、質保証の中心が専門分野別評価から機関別評価（機関別アクリディテーションやオーディット）に移行している国が複数見られる。

※7 中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」、平成14年。

※8 例えば、中央教育審議会「学士課程教育の構築にむけて（答申）」、平成20年、中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」、平成28年など。

また、平成 29 年度より大学基準協会のもとで実施される獣医学教育評価は、人獣共通感染症の統御等の国際的な課題を踏まえて、獣医学教育の国際化を背景として構築されたものである。その評価基準は、現時点で必ずしも国際水準に準拠したものになっているわけではない。しかし、将来的に国際的にも通用する教育を目指し、当該分野のモデル・コアカリキュラムに即して策定された基準は、大学設置基準等よりも高い水準を示す内容となっている。よって、各大学がこの基準に沿った教育を目指すことで質的向上を図る基準として内容が設定されている。

このほか、現在実施に向けて準備中である看護学分野の評価については、アメリカ看護大学協会大学看護教育委員会（AACN CCNE）の評価基準を参考に基準策定を行っている。ただし、これは看護系大学の急増により、看護教育の質保証の必要性が生じたという国内要因を契機として実施が目指されているものである。

このように専門分野ごとに評価を実施する背景は異なっているが、国際通用性の確保が一部の分野にとって重要になっていることが分かる。

3. 評価における国際通用性を巡る課題

《機関別評価》

- ・ 判定等の評価結果のあり方、評価内容や評価方法といった面で、機関別評価の国際的意義を高めていくことが必要である。

《分野別評価》

- ・ 学習成果を軸に、国際的に期待される能力を見据えながら評価していくことが必要である。

質保証としての機関別評価と専門分野別評価は、それぞれどのような機能を果たす必要があるのか、そのために現状を踏まえたうえでどのような課題があるのかを以下に整理する。

○ 機関別評価における課題

学位が国際的に受け入れられる前提として、教育の実施機関である大学が当該国で制度的に正当な位置づけにあり、必要な資源やシステムを備えていると認識されることは重要である。よって、国ごとの高等教育システムや社会情勢の影響を強く受けて構築されているのが機関別評価であるとはいえ、大学を機関として評価し、その適切性を明らかにすることの国際的な意味は大きく、学位が国際的に受け入れられるうえで当該国の機関別評価で適合と認定されることは重要な意味を有している。こうした機関別評価の意義を踏まえ、評価結果のあり方、評価内容や評価方法等について、機関別評価の国際的意義をどのように高めていくかが課題である。

○ 専門分野別評価における課題

学位あるいは専門職業資格が国際通用性を持つためには、それを保持する者が一定以上の能力を備えていると国際通用性のある分野別評価で認知されることが求められる。専門分野別評価におけるポイントのひとつは、能力の修得状況すなわち学習成果^{※9}やその形成過程の質を保証することである。学習成果は、専門分野ごとに教育の内容や方法を具体的に評価する専門分野別評価にとってとりわけ重要と言える。わが国において、いくつかの分野において、様々な背景のもとで専門分野別評価が形成されてきている現状にある。それぞれ国際性が求められる程度は異なっているが、各分野において国際的に共通して期待される能力を見据えながら、どのように評価を行っていくかが課題である。

4. 評価における国際通用性を実現するための方向性

- ・ 機関別評価、専門分野別評価とも、具体的な方策の提示には、より専門的な調査研究等が必要である。

《機関別評価》

- ・ 機関別評価の意義の再確認と、「適合」又は「不適合」の判定の意味を含む認証評価制度の再検討が重要である。
- ・ 国際的な状況を適切に把握し、国際的に重視される事項への対応が必要である。
- ・ 国際協力やネットワークの強化によって、質保証機関の認知度や信頼性の向上を図ることが重要である。

《分野別評価》

- ・ 学習成果の達成状況や、学習成果の達成にふさわしい教育課程や体制のあり方などに着目した評価が重要である。
- ・ 専門分野別の質保証には、様々な形があることに留意し、それぞれに応じた段階的な対応が重要である。

課題に対する具体的な方策を示すためには、機関別評価、専門分野別評価ともに、より専門的な調査研究等が必要となる。したがってここでは、どのような観点で検討を進めていくことが重要なのか、その方向性を整理する。

○ 機関別評価における国際通用性の確保

※9 ここでのいう学習成果とは、大学教育の結果として習得することが期待されている知識・技能や態度等を意味している。なお、教育課程での学びがその習得の中心になると言えるが、それ以外の大学生活全般での経験や主体的な学びも成果の習得に関係する面があるため、ここでは専ら前者を意味する「学修」の語ではなく「学習」の語を用いている。

・ 機関別評価の意義の再確認

課題を述べた3. において指摘したように、大学を機関として評価し、さらにその結果として大学を適合と認定することに国際的な意義がある。わが国の機関別認証評価が国際的な信頼を得て、質保証として十分な機能を果たしていくためには、この重要性を改めて認識し、機関別認証評価が行われる必要がある。しかし、わが国の認証評価の制度的位置づけとして、評価を受けることのみが大学の法的義務であるため、重大な問題を抱え判定が不適合となった場合でも、判定の持つ効果は限定的である。このような状況は、結果として認証評価制度への国際的な信頼を損なうことにもつながりかねないため、わが国全体として検討を進め、適切に整理していくことが重要である。

・ 評価において国際的に重視される事項への対応

評価内容や方法という面で考えられることは、評価において国際的に重視される事項への適切な対応である。

高等教育システムは国ごとに異なり、大学教育に求められるものはそれぞれ多様である。一方で、広く各国の高等教育において共通に重視される事項もある。学生の学習成果を保証することが大学教育の大きな関心となっていることはその例である。また、質保証において大学の内部質保証を重視する動きは、多くの国で見られることである。このほかにも、国際交流や国際的な展開を積極的に図ろうとする大学の動きを踏まえ重要事項を見定めていくことが必要である。例えば、単位互換の推進や、国際的な共同学位プログラムの展開といった場合に、相手側大学との同等性を保証することが必要となる。こうした際に重要となる事項は何か、またそれをどのように評価を通じて示すべきかを検討し、対応していくことが求められる。

大学基準協会もこれまで、こうした国際的に重視される事項に留意しつつ評価を行ってきた。例えば、内部質保証を重視した評価という点で、平成23年に大学評価において内部質保証を重視する評価システムを構築し、さらに平成30年度からこれを一層重視する評価システムとする。大学基準協会は、今後も各国で共有される関心事項やわが国の大学の国際交流、国際展開の動向も見据え、その必要性に適う事項が何かを把握するよう努めながら、評価システムの構築に向けた議論が積極的になされなければならない。

・ 協力関係、ネットワークの強化

わが国の高等教育に対する諸外国からの期待と関心に応えるためには、質保証機関自体の国際的な認知度や信頼性を高め、価値を高めていくことも重要である。その方策のひとつとして、機関間の国際的な協力関係やネットワークの強化が考えられる。

多くの国において、機関別評価を実施する機関を含む多くの質保証機関は、機関間の協力協定締結によって関係強化を図るほか、地域的なネットワーク化を推進することでつながりを深めている。アジア・太平洋地域においても同様であり、かつ重層的なネッ

トワーク化が見られている^{※10}。

大学基準協会としても、これまで協力協定の締結^{※11}や地域的なネットワーク組織を通じて国際的な活動を展開してきているが、今後もこの方向性は継続されるべきである。このうち諸外国の質保証機関との協力協定に基づく取り組みについて、具体的な範囲とレベルは一樣ではないが、例えば、協力協定を締結している機関間において、評価結果を相互認証しあう方法や、複数の機関が合同で評価を実施し、複数の国又は地域において効力のある評価結果を示すといった方法^{※12}などが考えられる。積極的な国際交流、国際展開を図ろうとする大学にとって、諸外国の質保証機関の評価を個別に受けずに、簡易な手続、軽度の負担で他国や地域でも適切な大学と認められる結果を得ることは有益である。こうした取り組みは、グローバル化が求められている時代において重要であり、機関別評価の国際通用性を高めることにもつながるものといえる。

○ 専門分野別評価における国際通用性の確保

専門分野別評価は教育の内容や方法を具体的に評価する点で、学位の質保証に対して、より具体的・直接的に関係する。ここでは先に述べたように、学生に求める学習成果をひとつの重要なポイントとして捉え、その問題を軸に専門分野別評価における国際通用性のあり方を検討したい。

なお、現状を述べた箇所専門分野別評価を実施してきた国が機関別評価を主とするようになっている例を取り上げたが、これはすべての学位プログラムごとに専門分野別評価を実施する難しさも一因にある。わが国における今後の方向性を検討するにあたって、専門分野別の質保証は様々な形があることに留意しなければならない。以下で述べるにあたって、分野によっては大学自身による取り組みによって実現して行く場合も含め柔軟な対応が必要であることをあらかじめ指摘しておく。

※10 アジア・太平洋地域には、アジア太平洋質保証ネットワーク（Asia-Pacific Quality Network: APQN）が存在するほか、そのうちASEAN諸国においては独自にASEAN質保証ネットワーク（ASEAN Quality Assurance Network: AQAN）が構築されるなどしている。

※11 平成29年4月1日時点において、以下の7機関と協力協定を締結している。

- ・欧州経営開発財団（European Foundation for Management Development: EFMD）
- ・マレーシア資格機構（Malaysian Qualifications Agency: MQA）
- ・台湾高等教育評鑑中心基金会（Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan: HEEACT）
- ・台湾評鑑協会（Taiwan Assessment and Evaluation Association: TWAEA）
- ・韓国大学教育協議会（Korean Council for University Education: KCUE）
- ・韓国大学評価院（Korean University Accreditation Institute: KUAI）
- ・タイ全国教育基準・質評価事務局（the Office for National Education Standards and Quality Assessment: ONESQA）

※12 大学基準協会が台湾評鑑協会との間で制度構築を進めている「相互認証」の制度は、両機関が合同で大学を評価し認証するものであり、この例に相当する。

・ 学習成果を軸とした評価の実施

学習成果を軸とした評価として、学習成果の達成状況に着目する方法と、学習成果の形成過程に着目し教育課程や教員等の体制、その運用状況が学習成果達成のためにふさわしいものかを問う方法が考えられる。また前者については、評価機関が学習成果の達成状況を直接に評価するといったアプローチや、大学による評価という取り組みを前提に間接的に評価するアプローチなど、様々なあり方が考えられる。こうした様々なあり方を分野の状況に応じて選択し、評価を行っていくことが重要であるが、基準のあり方もこれにあわせて考えられなければならない。諸外国の分野別評価の例には、評価基準の中に知識や技能、志向性などの内容を具体的に詳述するものや、評価基準の中では抽象的に規定し、具体的な内容設定は各大学に委ねるものが見られる^{※13}。わが国において専門分野別評価を実施する場合、諸外国の例も参考にしながら、検討を進めていくことが重要である。

なお、学習成果を軸とした評価が成り立つためには、前提として学習成果が明確に設定されている必要がある。すなわち、それぞれの理念・目的を基礎とし、各専門分野で必要とされる能力を踏まえながら学生に求める学習成果を明確化することが、各大学においてなされなければならない。こうした学習成果の明確化やそれに沿った教育課程の構築は、各大学の創意工夫によるところであり、各大学の主体性に基づく取り組みが尊重されるべきである^{※14}。

大学基準協会が専門分野別評価を実施する場合にも、上に述べたようなことがポイントとして考慮されなければならない。ただし、専門分野別評価について大学基準協会が担うべき役割はいくつかある。大学基準協会は、平成 29 年度より、既存の認証評価事業以外に専門分野別評価として獣医学教育評価を実施することとなった。このように大学基準協会自体が評価機関となるあり方もあるが、基準の策定や、評価手法、評価機関の運営手法の提示など、各専門分野における取り組みを側面から支援するというあり方もひとつである。状況に応じたあり方とすることが重要である。

・ 分野の多様性に応じた段階的な対応

専門分野ごとに多様な背景があり、国際化の流れも一律ではない。そのため、国際的に期待される能力の内容や程度なども分野ごとに異なり、また質保証の方法として専門分野別評価をすぐに実施することが適当かは一概に言えない。こうしたことについては、それぞれの専門分野ごとに、国際的な状況を含む現状の的確な把握と課題の整理を行い、判断がなされるべきである。国際的に期待される分野ごとの教育の内容や水準を踏まえ

※13 例えば、米国における分野別評価の評価基準を参照すると、多様なあり方が見て取れる。

※14 日本学術会議において分野別参照基準が策定されているが、各大学がそれぞれの学習成果を明確化するなかで、こうしたものを手掛かりとすることは有益と考えられる。

専門分野別評価を実施する場合であっても、評価基準を国際基準等の内容・水準に直ちに準拠させていくべきかは判断が必要である。場合によっては、わが国の現状にも配慮して、段階的に対応していくことが考えられる。

おわりに

学位の国際通用性の観点から、機関別評価とともに専門分野別評価について、それらが国際通用性を持つための論点を整理してきた。専門分野別評価の方向性を整理した箇所でも述べたが、大学基準協会が担うべき役割はひとつではない。状況に応じてふさわしいあり方を検討し、わが国の大学教育が国際的な関心と期待に応えられるよう、そしてそれを担保する質保証としての評価が国際通用性を持ったものとなるよう、大学基準協会は主導的な役割を担い続けなければならない。また、機関別評価について触れた箇所で、わが国の認証評価制度自体の問題にも触れ、今後の検討の必要性を指摘した。機関別評価、専門分野別評価とも国際的に通用するものとなるためには、現行の制度等を巡って、わが国全体としての検討と整理が必要である。わが国における大学教育の質保証が国際的な信頼を得るために、今後幅広い検討が重ねられなければならない。

以上

評価における国際通用性に関する検討ワーキング・グループ名簿

職名	氏名	所属機関
主査	山崎光悦	金沢大学
委員	工藤一彦	東京電機大学
〃	生和秀敏	大学基準協会
〃	吉岡俊正	東京女子医科大学
〃	吉岡知哉	立教大学

(平成29年3月31日時点)